

単位認定基準

1. この基準は、他の教育施設で修得した単位を、本学の卒業所要単位に充当するために認定する際の基準を定めたものである。
2. 単位認定の対象となる教育施設は次のとおりとし、1年以上在学したものについて単位を認定する。
 - 大学（外国の大学を含む）
 - 短期大学（外国の短期大学を含む）
 - 高等専門学校
 - 総授業時数が1700時間以上で修業年限2年以上の専修学校の専門課程（以下「専修学校専門課程」という。）
3. 単位認定の対象となるものは、上記の教育施設において修得した単位とし、合わせて60単位を上限とする。
4. 単位認定は、学生等の申請に基づき次により行うものとし、既修得単位数による認定単位数の詳細は別表のとおりとする。

別表 1 - 1

編入学者及び転入学者の既修得単位の認定（家庭教育課程）

区分	卒業所要 単位数	第 2 年次相当転入学	第 3 年次相当編入学
		本学入学前に修得したものとみなす単位数	本学入学前に修得したものとみなす単位数
共通基礎 教育科目	2 0	1 4	1 4
基幹科目	8	4	4
共通専門 教育科目	1 0	1 0	1 0
専門科目	5 4		
自由選択科目	3 2	3 2	3 2
合計	1 2 4 (3 0)	6 0 (1 2)	6 0 (1 2)

（ ）は面接授業の単位数で内数である。

別表 1 - 2 編入学者及び転入学者の既修得単位の認定（人間開発教育課程）

区分	卒業所要 単位数	第 2 年次相当転入学	第 3 年次相当編入学
		本学入学前に修得したものとみなす単位数	本学入学前に修得したものとみなす単位数
共通基礎 教育科目	2 0	1 4	1 4
共通専門 教育科目	1 0	1 0	1 0
専門科目	5 4		
自由選択科目	4 0	3 6	3 6
合計	1 2 4 (3 0)	6 0 (1 2)	6 0 (1 2)

（ ）は面接授業の単位数で内数である。

別表 2 - 1

既修得単位数が 60 単位以下 32 単位以上（家庭教育課程）

既修得単位数	60	58	56	54	52	50	48	46
	本学入学前に修得したとみなす単位数							
共通基礎教育 科目	14	14	14	14	14	14	14	14
基幹科目	4	2						
共通専門教育 科目	10	10	10	10	10	10	10	10
専門科目								
自由選択科目	32	32	32	30	28	26	24	22
計	60(12)	58(10)	56(10)	54(10)	52(10)	50(10)	48(8)	46(8)

既修得単位数	44	42	40	38	36	34	32
	本学入学前に修得したとみなす単位数						
共通基礎教育 科目	14	14	14	14	14	14	14
基幹科目							
共通専門教育 科目	10	10	10	10	10	10	10
専門科目							
自由選択科目	20	18	16	14	12	10	8
計	44(8)	42(8)	40(8)	38(6)	36(6)	34(6)	32(6)

別表 2 - 2

既修得単位数が 60 単位以下 32 単位以上（人間開発教育課程）

既修得単位数	60	58	56	54	52	50	48	46
	本学入学前に修得したとみなす単位数							
共通基礎教育 科目	14	14	14	14	14	14	14	14
共通専門教育 科目	10	10	10	10	10	10	10	10
専門科目								
自由選択科目	36	34	32	30	28	26	24	22
計	60(12)	58(10)	56(10)	54(10)	52(10)	50(10)	48(8)	46(8)

既修得単位数	44	42	40	38	36	34	32
	本学入学前に修得したとみなす単位数						
共通基礎教育 科目	14	14	14	14	14	14	14
共通専門教育 科目	10	10	10	10	10	10	10
専門科目							
自由選択科目	20	18	16	14	12	10	8
計	44(8)	42(8)	40(8)	38(6)	36(6)	34(6)	32(6)

別表 3

既修得単位数が 31 単位以下

既修得単位数	30	28	26	24	22	20	18	16
	本学入学前に修得したとみなす単位数							
共通基礎教育科目	14	14	14	12	10	10	8	8
基幹科目 (家庭教育課程)								
共通専門教育科目	10	8	8	8	8	6	6	6
専門科目								
自由選択科目	6	6	4	4	4	4	4	2
計	30(6)	28(4)	26(4)	24(4)	22(4)	20(4)	18(2)	16(2)

既修得単位数	14	12	10	8	6	4	2
	本学入学前に修得したとみなす単位数						
共通基礎教育科目	6	6	6	4	4	2	2
基幹科目 (家庭教育課程)							
共通専門教育科目	6	4	2	2	2	2	
専門科目							
自由選択科目	2	2	2	2			
計	14(2)	12(2)	10(2)	8(0)	6(0)	4(0)	2(0)

5. 単位の認定は編入学受け入れ開始と同様に平成 18 年 4 月以降とするが、平成 16 年度・17 年度入学者については、学生の学習計画に支障をきたさないよう予備認定単位数を入学時に通知する。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 17 年 3 月 16 日から施行する。

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。